

# Left Behind Parents Japan And Asian Peoples Friendship Society 共同政策提言

---

## 1. 共同親権・共同監護

私たちは、単独親権制度を無くし、共同親権及び共同監護を促す新たな法律を制定することを政府に強く求めます。新しい法律が子どもと親の権利を守り、過去の誤った判断を正すために必要であると確信しています。現行の単独親権制度は子どもと親にとって有害なものであり日本人市民、外国人市民、全人種の子どもの人権を侵害しています。単独親権制度は複数の文化的背景を持つ子どもと日本国内または海外に住む日本人親を心配させています。単独親権制度が親による誘拐の原因となっているのです。複数の文化的背景を持つ子どもが日本に残るあるいは海外から日本に入国する際に、子どもとの全ての接触を失ってしまうことを親は恐れるからです。（単独親権制度によって引き起こされる）両方の親の複雑な感情は、国籍、人種民族的背景、宗教を問わず、自殺傾向、失業、低い自己肯定感、異性との不健康な将来の関係の原因となります。（単独親権制度は）世界的に子どもにとって有害であることが認められている片親引き離し症候群にも影響があります。これらの理由をもとに、共同監護と共に共同親権制度を早急に採用することを政府に強く求めます。共同監護を含む共同親権制度は、子どもと親の権利を守り、過去の誤った判断を正します。

## 2. 強制力

離婚、別居、片親の死亡の場合に親と子どもが互いの関係を保つ権利は、基本的な人権であり、世界中の政府に認められており、日本を除いて地球のほとんどの文化において行使されています。この基本的な自由は、法律の全ての強制力をもって守られなければなりません。政府は、警察による執行及び法律違反に対する懲役刑を含め、全ての可能な方法をもってこれらの基本的な権利が守られることを保証するべきであります。元裁判官渡邊正則氏による提案を早急に採用するように政府に求めます。子どもと親の権利を守るための執行制度の草案を作成するにあたって、政府は渡邊氏の提案を参考にするべきであります。強い執行制度がなければ、非親権者の親としての権利は今後も侵害され続けると確信しています。また、今後の防止策として、罰金を科すことや単に共同養育権を失わせることだけでは不十分であります。これらの方策だけでは効きません。強い強制力を含む新しい法律を制定し、子どもとの関係を失った親の権利を修復するために協力するように法執行者に強制することを政府に求めます。

Left Behind Parents Japan  
And  
Asian Peoples Friendship Society  
共同政策提言

---

### 3. 面接交渉権

第一に、私たちは、政府が当団体の全ての（自らの子どもに会えていない）会員が速やかに自らの子どもと再会できるよう促進されることを強く求めます。第二に、私たちは、政府が、回数を極めて制限している面接交渉の規則を速やかに終わらせることを求めます。現在の面接交渉の規則では、1ヶ月に1回、6週間に1回など極めて限られた面接交渉の機会しか与えられません。私たちは、政府が速やかに両方の親が同じ時間子どもと接することを保障するような対策を立てられることを強く求めます。もし夫婦が離婚する場合、また（子どもを持つ）未婚のカップルが別れる場合には、両親が育児計画を作ることが必須であるという対策を政府が作られることを求めます。さらに、私達はその育児計画が、離婚をするための必要条件であるべきことを強く信じています。それは未婚のカップルの間に生まれた子どもにとっても同様です。第三に私たちは、過去に子どもの親権及び面接交渉権を定めた判決にもついて新しい法律が適用されることを政府に強く求めます。

私たちは法曹家、医療専門家、公務員、議員、学校管理者が、親権を持たない親の面接交渉権、子どもの情報を知る権利、アクセス権を阻むのを速やかに止めるよう政府に求めます。私たちは、政府にこれらの行動が速やかに終わるよう重ねて強く求めます。

### 4. 子どもを日本に持つ外国人親の入管手続き

私たちは政府に、日本に子どもを持ち、子どもに会うことを強く願っている外国人親の在留を保障することを強く求めます。日本人と離婚後、もし、彼／彼女らが在留資格を「日本人の配偶者等」から別の在留資格に変えることができなければ、彼／彼女らが自らの子どもに一生に会えなくなる可能性があるのです。在留資格を変えることが出来ない場合、彼／彼女らは出身国に帰ることを余儀なくされます。しかしながら、どうして自らの子どもが日本にいるのに彼／彼女らは帰ることが出来るのでしょうか。

加えて、沢山の外国人親が自らの子どもを探すために海外から日本にやってきました。しかしながら、在留資格「短期滞在」（在留期限最長 90 日間）の在留期限のせいで、彼／彼女らは自らが望むように子どもを探すことが出来ません。

すなわち、政府は全ての自らの子どもを持つ外国人親に日本に在留するための在留資格を付与すべきであると言えます。

Left Behind Parents Japan  
And  
Asian Peoples Friendship Society  
共同政策提言

---

## 5. ドメスティックバイオレンス

私たちはあらゆる形態のドメスティックバイオレンスを遺憾に思います。また、政府が身体的・精神的暴力から女性や子どもたちを守ろうとされている努力を称賛いたします。私たちは彼女たちに本当に身体的損害の脅威があるならば、女性や子どもたちは国から守られるべきであると信じています。私たちは、これらのケースにおいて、最優先すべきは、女性や子どもを身体的損害から守り、安全を確保することであると理解しています。私たちは政府が男女平等社会に向けて取られている行動を称賛いたします。しかし、私たちは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が現在国家によってどのように運営されているかについて非常に心配をしております。

第一に、私たちは、ドメスティックバイオレンスや児童虐待によって子どもの親権を失った親が監護権をどうすれば回復出来るのかについて、政府が明確な指針を作られることを提言します。私たちは、子どもの監護権を失くした親、またドメスティックバイオレンスあるいは児童虐待によって裁判所において有罪になった親がカウンセリングと日本の慣習や伝統に基づく育児と婚姻関係について教育を受けることが出来るカウンセリングセンターを政府が創設されることを提言します。外国人市民が含まれるケースにおいて、私たちは政府がより真摯に外国人市民の慣習や伝統を考慮されることを求めます。また、外国人親にカウンセリングを行う際には可能な限り、外国人親の母語でカウンセリングはなされなければなりません。

第二に、私たちは裁判所における証拠の採用基準について政府が見直されることを強く求めます。ドメスティックバイオレンスは元裁判官である渡邊正則氏によって提唱されているような、明確で客観的な証拠によって証明されなければなりません。私たちは政府に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律を見直されることを強く要求します。私たちは証拠の基準として渡邊氏が勧めているものを政府が採用されることを求めます。さらに、私たちは子どもの親権を裁判所が決める際に、国家公務員（官僚）、捜査当局（警察）、法曹家、医療専門家が職権を乱用し、親権を揺さぶるのを禁止することを求めます。私たちは、子どもの親権を決めるにあたり、職権を乱用したあらゆる専門家の免許を停止することを提言します。

第三に、政府は無過失離婚について真剣に考えなければなりません。私たちは、配偶者間に本当の愛情がなくなったにもかかわらず、婚姻の継続をカップルに強いることがカップル間の怒りや憎悪につながり、ドメスティックバイオレンスを引き起こし、大黒柱に女性や子ども達が束縛される状態を招いていることを政府に理解していただきたいのです。

Left Behind Parents Japan  
And  
Asian Peoples Friendship Society  
共同政策提言

---

第四に、生活最低線に近い状況にあり、国からの援助を必要としている女性と子ども達がドメスティックバイオレンスを国や地方自治体から援助をうけるための資格として使うべきではありません。政府および地方自治体は、ただドメスティックバイオレンスだけに依拠して、女性や子どもの社会福祉の資格とみなす実践を撤廃すべきです。

---

以下、3名によって取りまとめました。

Left Behind Parents Japan

代表 明尾（鈴木）雅子

Left Behind Parents Japan

共同代表 Smith Carlos（スミス カルロス）

特定非営利活動法人 ASIAN PEOPLE'S FRIENDSHIP SOCIETY（APFS）

代表理事 加藤 丈太郎